

# 福祉サービス利用支援事業をご存知ですか？

あんしんして地域でくらしいただくために日常生活の支援を行っています。

お困りの方を支援します!!



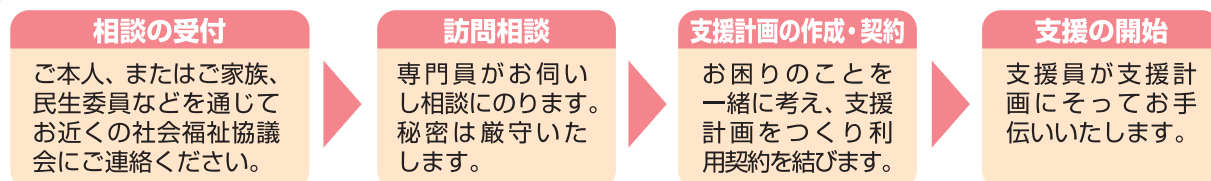
## Q1 どのような方が対象ですか？

高齢者や障害者で自らの判断能力に不安のある方で、福祉サービスの利用の手続き、日常生活の金銭の支払い等にお困りの方を対象としています。

## Q2 どのような支援が受けられますか？

福祉サービス利用の手続きのお手伝いをします！	<ul style="list-style-type: none"> <li>さまざまな福祉サービスの利用に関する情報の提供、相談、申し込み、解約の手続き</li> <li>福祉サービス利用料金の支払い代行</li> <li>苦情解決の手続き</li> </ul>
日常生活のお金の出し入れをお手伝いします！	<ul style="list-style-type: none"> <li>年金、福祉手当等の受領に必要な手続き</li> <li>医療費、公共料金、税金等のお支払い</li> <li>日用品購入代金のお支払い</li> <li>預貯金の出し入れ、また預貯金の解約等の手続き</li> </ul>
印鑑や証書などを安全な場所でお預かりします！	<ul style="list-style-type: none"> <li>保管できる証書類（例）                         <ul style="list-style-type: none"> <li>年金証書</li> <li>預貯金通帳</li> <li>保険証書</li> <li>不動産権利証書</li> <li>契約書など</li> </ul> </li> <li>実印・銀行印</li> <li>その他適当と認める書類</li> </ul>

## Q3 どのようにすれば利用できますか？



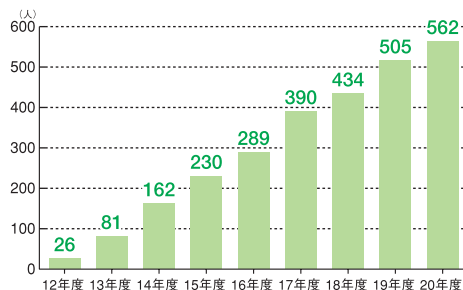
## Q4 専門員、支援員ってどんな方ですか？

- 専門員** お困りのことの相談を受けて、申し込まれた方（利用者）のご希望を聞きながら適切な支援計画をつくり、利用契約までのお手伝いをいたします。
- 支援員** 支援計画にそって、利用者のもとに訪問し、福祉サービスの利用の手続きや預金の出し入れなどのお手伝いをいたします。

## Q5 費用がかかりますか？

- 相談は**無料**です。
- 支援員のお手前は**有料**です。1回の訪問につき**1,200円**なお、生活保護受給者は無料です。

### 実利用者数の推移



## お困りの方の支援員としてお手伝いしてみませんか？

民生委員、ボランティア活動をされている方など一般の方が、社会福祉協議会と契約し支援員として活動しています。（賃金をお支払いしています。）地域で求められているサービスで、利用者は増加傾向です。お手伝いいただける方はお近くの社会福祉協議会にご連絡ください。

お問い合わせ先 **鹿児島県社会福祉協議会 利用支援センター**  
TEL 099-257-3875 FAX 099-257-5707

支援事業の詳細な内容は、ホームページでもご覧いただけます。  
<http://www.kaken-shakyo.jp/>